

2 製販診第3号

動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 富士レビオ株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都八王子市小宮町51番地

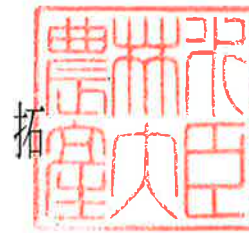
主たる機能を
有する事務所
の名称 富士レビオ株式会社 八王子事業所

許可の
有効期間 令和2年7月11日から
令和7年7月10日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた動物用体外診断用医薬品の製造販売業者であることを証する。

令和2年6月22日

農林水産大臣 江藤 拓



（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可関係事項変更届出書

令和4年4月26日

農林水産大臣 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

富士レビオ株式会社

氏名 代表取締役社長 藤田 健

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

許可年月日 令和2年7月11日

許可番号 2製販診第3号

1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

富士レビオ株式会社 神奈川県相模原市中央区田名塩田1丁目3番14号

2 許可の種類

動物用体外診断用医薬品製造販売業

3 変更した事項

①主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

変更前：富士レビオ株式会社 八王子事業所 東京都八王子市小宮町51番地

変更後：富士レビオ株式会社 神奈川県相模原市中央区田名塩田1丁目3番14号

②薬事に関する業務に責任を有する役員

変更前：[REDACTED]

変更後：[REDACTED]

4 変更年月日

①令和4年4月1日

②令和3年8月1日

5 変更理由

①製造販売業の主たる機能を有する事務所を東京都から神奈川県に移転したため。

②令和3年8月1日付の法改正によるもの。変更後の役員は法第5条第3イからトまでに該当しない。

6 参考事項

担当者 富士レビオ株式会社 薬事統括部 [REDACTED]

電話：03-6279-0859 FAX：03-6279-0888 Mail：[REDACTED]

（日本産業規格A4）

備考

1 記の2には、該当する法第23条の2第1項に規定する許可の種類を記載すること。

2 記の3には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。

3 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の5に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。

4 届出書は、正副2通を提出すること。

